- へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表
- ○動物用生物学的製剤基準(平成14年10月3日農林水産省告示第1567号)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
ワクチン(シードロット製剤を除く。) の部	ワクチン(シードロット製剤を除く。)の部
ロイコチトゾーン症 (油性アジュバント加) ワクチン (組換え型)	ロイコチトゾーン病(油性アジュバント加)ワクチン(組換え型)
1~4 (略)	1~4 (略)
付記1~15 (略)	付記1~15 (略)
付記16 参照陰性血清	付記16 参照陰性血清
ロイコチトゾーン・カウレリー原虫に未感染、かつ、ロイコチトゾーン症ワク	ロイコチトゾーン・カウレリー原虫に未感染、かつ、 <u>ロイコチトゾーン病ワ</u>
<u>チン</u> 未注射の鶏血清で、3.5.5.の方法で測定するとき、2GS 抗体価が100倍以下	<u>クチン</u> 未注射の鶏血清で、3.5.5.の方法で測定するとき、268 抗体価が100倍以
のもの	下のもの
付記17 参照陽性血清	付記17 参照陽性血清
ロイコチトゾーン症ワクチン接種鶏由来の血清を100倍に希釈したもので、	<u>ロイコチトゾーン病ワクチン</u> 接種鶏由来の血清を100倍に希釈したもので、
3.5.5の方法で測定するとき、2GS抗体価が6,400倍のもの	3. 5. 5の方法で測定するとき、2GS抗体価が6, 400倍のもの
(略)	(略)